



特 248

736

昭和十六年一月



* 0009095000 *

0009095-000

特 248 - 736

町内会整備の経過と其の顛末

名古屋市

昭和 16

AB1

はしがき

本書は本市町内會整備の顛末を略述したものであつて、これに依り新町内會整備の概況が知らるれば幸ひである。

昭和十六年一月

名古屋市總務部

特248
736

本市の町總代と其の發達

本市には今回新たに結成された町内會以前に於ては、我が國古來の醇風美俗である隣保相扶言ひ換へれば、「向三軒兩隣り」の親睦を實踐するものとして御承知の如く町總代と言ふ制度があつたのであります。これは徳川時代の總町代、町代、五人組以來の古い歴史を有つてゐるのであります。由來本市自治の補完機關として、公私の利便を圖つて來たのであります。明治維新の大業に際會するに到り庶政一新の斷行はこゝにも及んでため若干の變遷を經たとは言へ、市民生活上缺く可からざるものでありましたので、再生せる町總代制度として年と共に其の重要性と意義とが認識せられるに到りました。そこで、昭和二年に市は舊來の良風助長の目的で町規約準則が制定されました。同準則は劈頭第一條に「本町ハ自治ノ精神ニ則リ町内ノ和親協力ヲ圖リ市區ノ事務ヲ幫助シ自治ノ完璧ヲ期ス」と標榜する全十條から成る簡単なものでしたが、これは當時各町の規約が區々に亘り殊に新しく發展途上に立つ町にあつては、如何なる規約を定めてよいかに迷ふこともある情勢でありましたから、成るべく分り易くたゞ骨子を示した程度のものに過ぎなかつたのであります。既に此の時町内會整備の問題は發端してゐたと見る事も出来るわけであります。

町内會整備の必要

然し乍ら此の町總代制度も時勢の進展と新しい時局の展開と共に、其の事務も次第に複雑多岐となり從

來の如く單に隣り近所の附き合の圓滿を即ち、町内共同生活の圓滑化を圖ることを目的とする自治機關たる域を脱して實質上市の補助機關として必要不可缺のものとなつたのであります。此の事は今度の支那事變勃發以來の銃後々援事業に、國民精神總動員運動に、燐寸や砂糖等の配給切符の分配等種々の國策の實行に徴するも明かであり、家庭防護群や防犯衛生方面に於ける努力と其の效果に於ても見る事が出来るのであります。加ふるに政府から國民への要望、市區役所或は警察署からの「達し」注意事項の周知徹底等の側から見ても、町總代の個人的活動では十分手が回らなくなつたのであります。要するに町内會の公共的機能の擴大に依る重要性が認識せられるに到つたと共に、戰時下の國民生活に處して遺憾なきを得る爲には町内會の非常時の機能をも強化し、從來よりもと組織的な計畫的なそして凡てに亘つて一層能率的なものへの整備擴充が要望せられたのであります。即ち、町内會は我々の共存共榮を圖る自治振興の基本としては勿論、町内會の機能の積極的進展に伴ひ且、各種行政の補助機關としての使命を全うする上から先づ第一に整備を必要とせられるに到りました。

次に市當局としても、昭和十三年に名古屋市聯區常會規準の制定、昭和十五年六月「名古屋市常會ニ關スル事項」の公表、區町總代會聯合會に對する市政懇談費を交付し事業の助成を致した事などであります。が、町内の自治と言ふことを尊重し云はゞ自然の發生と成長に委せてあつた爲、町總代の擔當區域は必ずしも明瞭でなく戸數に於ても百戸以下が最も多く次に百五十戸以下で、三百戸を超ゆるもの、中には六百戸九戸の戸の大なものもあり五十戸以下も相當ある状態でありました。之は今迄の傳統・習慣或は土地の狀況等の歴史的地理的若くは經濟的な理由に基くのですが、將來、常會の開催、迅速敏活なる國策の通達等町内

會として十分の活動をする上に不便を伴ひ易く、要するに、町内會の地域的集團たるに鑑るとき、其の整備は必然の勢となつてゐたのであります。

更に又内部の事務執行上から觀る時も、町規約の不統一、會員構成上の缺陷、町費徵收上の不便、會計經理の不統一から種々の不都合を伴ひ、のみならず町内會相互及他團體との連絡調整と言ふ方面からも時局即應の態勢を整ふべしと言ふ叫びが、識者の間に於て市民間に於て次第に強くなるに到りましたので本市にあつても夙に調査研究を續けてゐたのであります。

町内會の組織計畫

以上の如き情勢から新たなる町内會の登場こそ眞に自治の根柢に培ふものであり、未曾有の非常時局下の國民生活の圓滑化を圖るものとして本市行政の將來に一大波紋を投するに到つたのであります。

加之、視野を世界に轉ずると、洋の東西を問はず今や大動亂の渦中にあると言ふべく、支那事變茲に四星霜、皇軍の歩武は四百餘洲に普く、大東亞を家とし一大共榮圈の確立に邁進中であります。これ實に確固不動の我が國是であり皇道精神顯揚の道に外ならないのであります。茲に於てか、政治經濟文化の有らゆる領域に於ける舊態を一擲し、高度國防國家を建設する爲に、國內新體制を斷行する事が急務となつて參つたのであります。そのためには先づ、國內萬般に亘る改革整備を行ふと同時に、國民體制の再編成を企圖し以て萬民翼賛體制を完備しなければならなくなりました。

斯様に強力なる國民組織としての町内會の必要は時局の波に乗つて今や全日本の課題となるに到りました。

た。

かくて昭和十五年九月十一日内務省訓令第十七號を以て、「隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル爲」、「部落會町内會等ヲ整備」すべき旨地方廳宛に命ぜられ右訓令に基き縣からの通牒もありましたので、本市に於ては從來の研究に一層の拍車をかけるに到りました。即ち、以前の町總代制度の再検討並に之が対策を練ると共に、(1)區域並戸數の問題、(2)會長の資格及其選任、(3)各種團體の統合等の最も重要困難な問題に逢着したのであります。同時に告諭が發せられ全市民に對し熱意ある協力が求められたのであります。

「我ガ名古屋市ニ市制施行セラレテ茲ニ五十有餘年市勢隆々トシテ中部日本ニ於ケル産業經濟ノ中樞文化ノ淵叢地トシテ躍進名古屋ノ面目ハ愈々發揚セラルルコトト相成リマシタ之レ偏ニ市民各位ガ克ク自治ノ本義ヲ體シ隣保相扶ノ實ヲ舉ゲラレタル賚タルト共ニ町總代始メ關係各位ガ多年滅私奉公其ノ職務ニ盡瘁セラレ偕和共榮ノ醇風ヲ馴致シ市民ノ福祉増進ト市政ノ圓滑ナル運營トニ協力セラレタルニ因ル所尠ナカラザルヲ信ズルノデアリマス云々

「本市ハ此ノ時局ノ劃期的新段階ニ即應シ國家ノ期待ニ副ハシガタメ此ノ際町總代制度ヲ發展的ニ解消シ新

タニ町内會ノ制度ヲ樹テ上意下達下情上通ノ緊密ナル有機的組織ニ依リ全市民ヲシテ積極的大政翼賛運動ニ參加スルノ自覺ヲ喚起セシメ一層隣保共助ノ精神ヲ昂揚シ地方自治ノ振興ニ一大進展ヲ期スルコトトナツタノデアリマス云々

「惟フニ新體制ノ成否ハ我ガ國國運ノ隆替消長ニ關スル所デアリマシテ彼ノ新體制準備會ニ於テナサレタル『我等ハ大御心ヲ奉體シ一切ノ私心ヲ去リ過去ニ泥マズ個々ノ立場ニ捉ハレズ協心戮力以テ新體制確立ノタメニ全力ヲ盡サンコトヲ期ス』ノ誓ヒハ新體制建設ニ對スル全國民ノ誓詞デナケレバナラヌト存ズルノデアリマス市民各位ハ克ク時局ノ重大性ヲ認識シ新體制ノ趣旨ヲ體セラレ從來ノ醇風美俗ヲ經トシ新體制ノ組織ヲ緯トシ萬難ヲ排シテ一日モ早ク本制度ノ整備充實ニ協力シ其ノ運營ヲ圓滑ニシ以テ大政翼賛臣道實踐ノ實ヲ舉ゲラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス」

斯くして本市町内會の整備活動は雄々しく第一步を踏み出すこととなつたのであります。

町内會整備運動の概況

一 整 備 の 陣 容

右の如く町内會整備の活動が發足せられたのであります。全市に普及されてゐた町總代制度を一朝にして今回の町内會に再編成する事は實に一大事業でありまして、全市民の理解と協力を求むるは固より、本市職員を總動員して、市區町間の緊密なる連絡と周到なる指導計畫を樹立する必要があるので、十一月十五日即ち規程發布後直に、市長より、市の局部課長の參集を求め、本市全職員の蹶起が促されたの

であります。即ち市區に勤務する者は地位職名の如何を問はず公人としては町内會整備の宣傳者指導者たるべく、居住地に於ける私人としては、町内會整備に對し模範的盡力をなすよう慇懃せられたのであります。此の點は引き續き開かれた局部長會議に於て、一層具體的に「申合事項」として決定を見、これは直ちに印刷に附せられ全市區局部解に送付せられました。

一、市ノ全職員ハ率先協力シテ町内會整備ノ完成ヲ期スルコト

(イ) 各局部解ニ於テ一般市民又ハ關係團體等ノ集會ヲ催ス場合ニ於テハ可成町内會整備ノ主旨ノ普及ニ努ムルコト

(ロ) 各區局部解ニ於テ其ノ所屬職員ニ對シ町内會整備ノ主旨徹底ニ努ムルコト

(ハ) 簡易ナル事務ノ中町内會ニ委託スルヲ市民又ハ本市ノ便利ト認メラル、モノヲ調査シ其ノ委託計畫ヲ考究スルコト

二、市職員ハ其ノ居住地ニ於テ町内會員トシテ町内會ノ發展ニ協力スルコト

(イ) 町内會ノ會合（町内常會組常會等）ニハ努メテ出席シ町内會ノ諸般事業ニ協力スルコト

(ロ) 右會合ニ於テ知得シタル事項ニシテ市政上關係アリト認メタルモノハ遲滯ナク關係局部解トノ連絡ニ努ムルコト

(ハ) 市職員ハ其ノ家族ニ對シテモ町内會ノ主旨ヲ理解セシメ町内會ニ協力セシムルヤウ努ムルコト

(二) 轉居ノ際ハ町内會長又ハ町内會事務所並組内員ニ挨拶スルコト

(ホ) 所屬組ノ運用ニ關シ努メテ斡旋ヲナスコト

三、各解ノ長ハ其ノ所在地ノ町内會ト可成接觸ヲ保チ且町内會ノ事業ニ對シ協力スルコト
 各解ハ進ンデ町内會ニ加入スルコト
 各解ノ長ハ轉任ノ場合ニハ其所在地ノ町内會長又ハ町内會事務所及其所屬組内員ニモ挨拶スルコト
 各解ノ長ハ所在地ノ町内會内ニ慶弔災害等アリタル場合ハ其ノ會員又ハ町内會事務所ニ適宜挨拶スルコト

而して町内會整備の實際活動に當る機關が次の如く設けられたのであります。

一、市町内會結成企畫並指導連絡部 町内會整備の參謀本部とも言ふべきもので、整備計畫の樹立、各區との連絡、情報の獲輯等の最も重要な任務に當るものでありまして總務部區政課の全員が之に當りました。

二、市整備委員 市役所各局部課長若くは代表者を網羅し各擔當區、聯區（小學校通學區域）内の町内會の整備を促進するもの。

三、區整備委員 區内に於ける町内會の整備計畫の調查審議並聯區の委員との聯絡指導に當る。區職員及「整備委員規程」公布の時現に聯區町總代會長の職にある者が擔當しました。

四、聯區整備委員 町内會規程施行の際町總代の職に在る者。聯區内に於ける町内會整備につき各町間との連絡調整に當りました。

五、町整備委員 町内會規程施行の際町總代及副總代の職に在る者。これは町内會創立代表者となり左の事務に當つたのであります。

- (1) 町内会結成準備事務を處理すること。
- (2) 新たに結成すべき町内会區域内全戸の集會を開き町内会規約を定めて區長へ承認申請の手續をなすこと。

(3) 組長の招集をなすこと。

以上の陣容を以て活動を開始する事となつたのであります。各區長に對しては更に町内会整備並指導方針に關する通牒が發せられました。而して各種關係規程を輯錄した「町内会整備の指針」並實際に當つて起ることあるべき疑問、質問に對處する爲「町内会整備ニ關スル質疑應答」を發行し萬全の策を講じたのであります。

二 周知宣傳方法

此の町内会整備の趣旨を全市民に周知徹底せしめる爲に先づ回覽板用として「町内会の整備について」を印刷して呼びかけました。それには、

「とんとんとんからりと隣組の歌で、おなじみの隣組、即ち組が幾つか集まつて出來たものが町内会であります。」

と平易簡明に前置して、今回の整備の理由を説き更に、整備の大要に就て、

「一、町内会の區域は町を單位として百戸内外を標準とし其區域内の居住者は全部參加すること。これ迄のやうに餘り大きな町や、小さ過ぎる町は常會を開いたら町内会の働きをする上に不便が多いからです。」

「一、町内會の役員はどこまでも人物本位で、お國の爲、市や町の爲、真心を以て熱心に働いてくれる立派

な人を選ぶこと。

「一、町内會の細分組織である組を十戸内外に整へて向三軒兩隣の關係を固くし、國策の實行に努むること。」

「一、町内會は毎月一回以上必ず役員常會及組常會を開き必要に依り町内常會を開くこと。」

「一、町内會は町内の色々の團體と十分連絡して其の事業に協力すると共に各種の會合は、常會に併せ行ふこと。」

「一、町内會は市區役所の仕事の一部を分擔して市政の援助をすること、從つて聯區町内會及區常會とよく連絡すること。」

「一、町内會の組織に就ては全市統一の必要から規約は市の準則に依ること。」

今我が國は、支那事變を解決すると共に、獨伊同盟を結んで世界の新たな秩序を作りあげようとする重大な秋であります。日本を強い國にすると云ふことが何より大切であります。これには一億國民が一體になつて、お國の爲に働くことが必要でありまして、町内會で隣り同志や町内仲良く助け合つて、お國の爲に成ることを實行するのは其の基を爲すのであります。

市民各位には深く思ひを茲に致されまして、一日も早く町内會を整へることに協力せられむことを望む次第であります。」

此の外更に、小學校兒童を通じて、「家庭綱ばなし、新體制と町内會」を頒布致したのであります。又、「新體制は町内會から」「みんなで立派な町内會を作りませう」「萬民翼賛」「隣保團結」の語句並町内會系統圖を配したポスターを作成して電車内に掲示して市民の視覺に訴へたのであります。更に十一月二十一

日午後五時半からは、「町内会の發足に當りて」と題する市長のラヂオ放送に依り強く市民に呼びかけられました。

三 整備進捗の状況

町内会の整備は、かくて直ちに實行に移されたのでありますが、町内会の指導精神は、初めより明かなところであり、且今や町内会は、時流に乗つて全市民の關心の的であり、それだけに高まつてゐた理解と、熱心なる協力に加へ、各官公衙並に報導機關の應援及び市職員並整備委員の粉骨碎身の努力に依り、危惧された障害も生ぜず短期間に着々結成を見年内には、九十九パーセントの完了率と言ふ素晴らしい成績だつたのであります。殊に年末年始を控へ乍ら文字通り晝夜兼行これこそ滅私奉公の眞髓とも言ふべき涙ぐましい活動が續けられ、新春一月十二日には全市完了、茲に舊來存した一、九六二の町總代に代り、新しき意義を有する二、六三二の町内会が颯爽と出現したのであります。次の表は結成進捗状況並に其の結果を表すものであります。

區名	聯區數	町内會見込數	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
千種區	九	三三六	九二日	十五日	十八日	二十六日	二十八日	三十日	三十一日	十二月
東區	二〇	三元〇	九五	一五三	二六	三一	二六	二云	二云	
西區	三	三元	三六	三六	三五	三五	三五	三五	三五	
中村區	一〇	三四四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
中區	二	三二一	二	二	二	二	二	二	二	
昭和區	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	
熱田區	二	一五五	二	二	二	二	二	二	二	
中川區	八	一六九	八	八	八	八	八	八	八	
南區	七	二〇四	七	八	八	八	八	八	八	
港區	八	九五	八	八	八	八	八	八	八	
計	二元	二、六三三	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五	
千種區	三七・三〇一	三・六九七	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	
東區	四一・〇五三	五二	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	
西區	三七・三〇一	三九一	三九〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	

(世帶數ハ昭和十五年七月一日市民調査ニヨル)

區名	世帶數	舊町總代數	町內會數	一町內會當	世帶數	聯區町內會數	一聯區町內會數	町內會數
千種區	三・六九七	三・六九七	二七一	二七一	三六	二、五三	二、五三	二、五三
東區	四一・〇五三	五二	三六	三六	一〇〇	九	九	九
西區	三七・三〇一	三九一	三九〇	一五	一九・五	一五・五	一五・五	一五・五
計	三七・三〇一	三九一	三九〇	一五	一九・五	一五・五	一五・五	一五・五

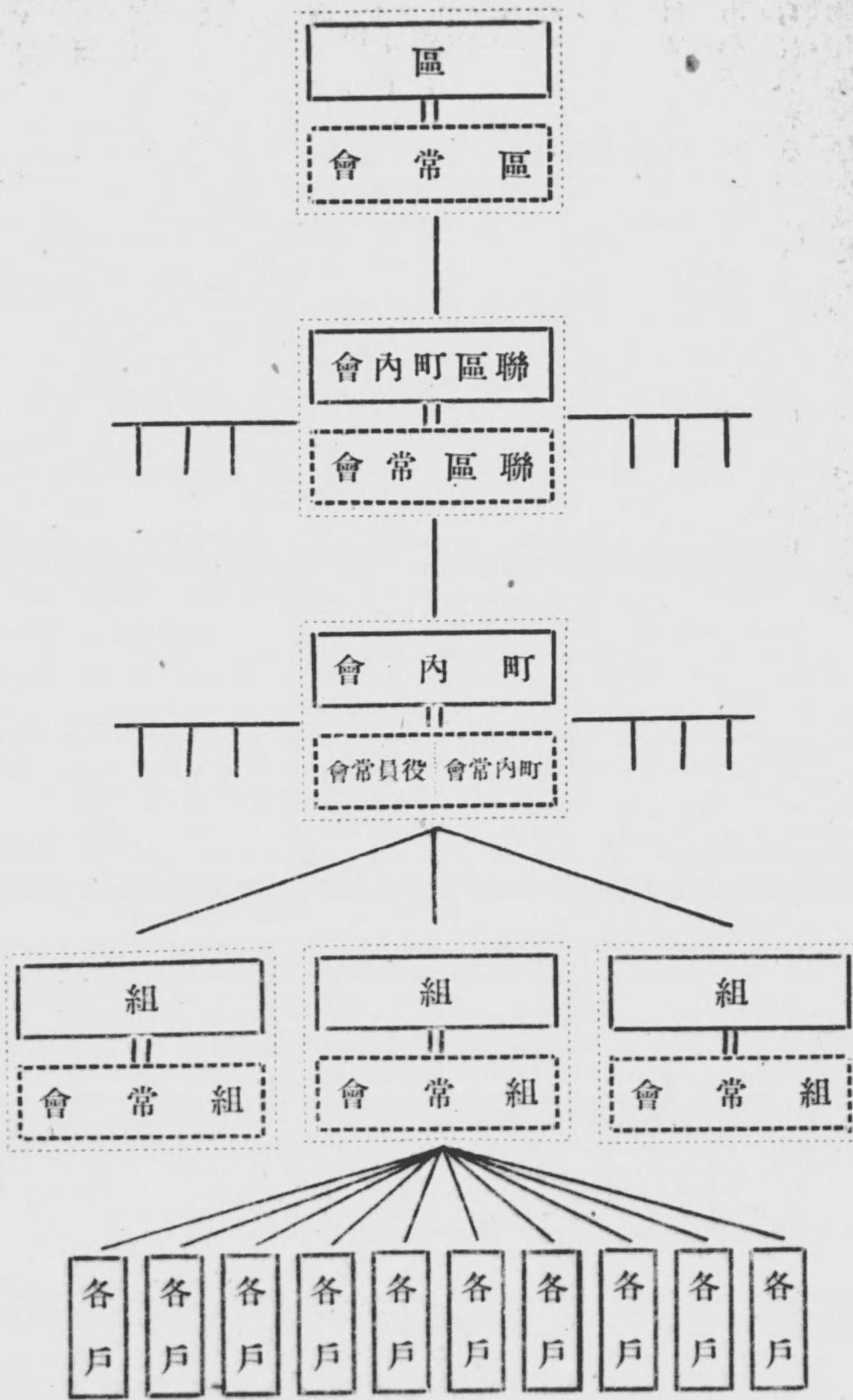
中村區	三六、七五														
中區	三六、四六														
昭和區	三六、〇四〇														
中川區	一九、九九九														
熱田區	一七、一四八														
中川區	二六														
熱田區	二九														
中南區	一八、九九七														
港區	九、八二九														
計	二六八、二九五														
計	一、九六三														
南區	九五														
港區	一、九六九														
計	二、六三三														
計	二〇四														
西區	一〇二														
東區	六														
千種區	三七														
西區	一														
東區	一														
千種區	一														
西區	以一〇下														
東區	以二五下戶														
千種區	以五〇下戶														
西區	以一〇〇下戶														
東區	以一五〇下戶														
千種區	以二〇〇下戶														
西區	以三〇〇下戶														
東區	以三〇〇下戶														
千種區	以三〇〇下戶														
西區	超ユルモノ														
東區	計														
千種區	計														

舊町總代受持戸數（前表町總代數一、矣三人ト符合セザルハ一區域ニ數名ノ町總代ヲ置クモノアルニ由ル）

全市	全南區	南港區	中川區	中田區	昭和區	中區	中村區
二六	一	一	一	四	一	五	一
八五	一	一	一	九	一	二九	二
二五六	六	七	七	三	三	六	五
五四五	七	二	一五	二七	五九	一〇六	四五
四〇六	六	八	一九	三三	七	四九	三六
三八	二	九	七	六	五〇	二	二九
二五〇	九	二	五	一九	三	三六	二八
一五	三	二	三	四	四	八	九
一、九二	九	究	九	三四	二七	三四	一六四

町内會の體制

先づ今回結成された町内會の組織體制を圖解すると次の如くであります。



備て、茲に「名古屋市町内會等ニ關スル規程」並に其の關係規程に依り町内會を基本として其の體制言はゞ組織形態に就て概略を述べてみませう。

一 目 的

町内會制度の實施に當つて最も大切なのは、一貫した指導目的をハツキリさせる事であります。言ふ迄もなく町内會は、自主、協同、相扶の精神に依り結合された地域的有機的團體であり其の機能も、私的生活と公的生活、社會生活と經濟生活の調和を圖り、上意下達下情上通を圓滑ならしめ、又時には非常災害に善處する働きなど、いろいろの方面から考察する事も出來ませうが、我々が祖先より受けついだ美風である隣保團結の精神を基調として、市住民が其の所屬する町内會の構成員たる自覺の下に公共的任務の遂行に協力し日々日常生活を通じて大政翼賛の臣道を實踐することが主眼でなければならぬ筈であります。即ち町内會が萬民翼賛の國民組織の基底である所以であります。之を要するに、町内會は一定の地域性を有する自治組織たる上に、市政の補助的下部組織としてのみならず、國家行政を分擔する最下級の團體として、我々の國家生活の最前線を形成すると共に、國家庶政萬般の根基であり、國力の培養池たるべき一大目的と使命を持つものであります。此の點は「町内會整備の指針」中に「町内會整備の必要」と題して、「市を通じ區を通じ縦に系統付けられ政治と國民を結びつけた國民組織に外ならないのであります。」と述べられてあるのに鑑みてもおわかりでせう。右の次第に依り「名古屋市町内會等ニ關スル規程」は第一條に此の大目的を旗幟鮮明に掲げたのであります。即ち、

本市民ハ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行スル爲隣保團結ノ精神ニ基キ本規程ノ定ムル所ニ

依リ町内會等ヲ整備シ左ニ掲タル事項ノ實效ヲ舉タルモノトス

一、道徳的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルコト

二、國策ヲ況ク市民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ寄與スルコト

三、統制經濟ノ運用ト市民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルコト

二 組 織

(イ) 規程第二條に「町内會ノ名稱ハ其ノ町名ヲ冠スルモノトス」とある如く、名は體を表はすとか最も相應しい名稱が冠せられねばなりません。

第四條前段には「町内會ハ其ノ區域内ノ全戸ヲ以テ之ヲ組織シ」と規定してある通り町内會の地域的構成單位としての特質上先づ其の區域が重要性を占むるは蓋し當然であります。此の區域に關しては既に述べたやうに最も重要な點の一つであり、町内會の運營並活動より觀ると一定の限界があるのであります。即ち、戸數が餘り少くては、活動上支障を來す虞があり、餘り多くても常會の開催、迅速且敏活なる國策の通達或は切符制度の圓滑なる運行を期する上に不便を伴ひますから、原則として、町を單位とし戸數は百戸内外となし、例外として、土地の狀況戸數の多少に依り丁目を單位とし又は町を分割し若くは隣接せる町（小學校通學區域内に限る）と合併することにしたのであります。

(ロ) 會員 規程第四條は其の後段に於て、世帶主又は之に準ずるものを會員とする旨規定してゐますが、町内の者全部が參加してこそ初めて町内會の強みがあり且、町内會の生命も與へられ又面目も生ずる譯であります。斯の如く町内會の構成員は區域内の全住民であります、會員としては、世帶主、法人、學校

病院、工場、倉庫、營業所、事務所、其の他之に準ずるもの代表者又は管理者を以て指定し町内費を分擔することとしたのであります。

(ハ) 役員 町内會の役員としては、會長一人、副會長一人又は二人、幹事若干人、組長若干人とし會長及副會長は組長集會の上之を註衡し、幹事は會長が、(1)各種團體との連絡に當る會務擔任者は其の關係者から、(2)其の他の會務擔任者はそれ以外の者から委嘱し、組長は云ふ迄もなく町内會の細分組織たる組の全員の集會（組常會）に於て選定するのであります。役員の任期は、組長は一年その他役員は二年であります。而して役員の人選は最も重點を置いた所であり、其の資格も其の區域内の市公民であり、人格識見を備へ且衆望あり、指導的人物にして専ら其の運營に奉仕し得る者に限定したのであります。此の點は又「整備の必要」（町内會整備の指針）中にも、

「町内會長や役員を選ぶには、勿論學識經驗德望があり、眞に減私奉公の働きの出来る人を選ぶべきであり、選ばれた人は町内に對する務め計りでなく、直接市の爲お國の爲の御奉公と考へて、粉骨碎身の働きがして頂きたいのであります。名義だけの會長や役員が出來たり役員を悪用せられたりしては、誠にお國の爲に申譯のないことであります。」
と強調せられてあります。而して町内會には事務分擔と各種團體との緊密なる連絡を保つため若干の係を設ける事となつております。

三 活 動

町内會には、其の活動形態として毎月一回以上開催する役員常會並組常會及び必要に應じて開く町内常

會があります。町内會と常會とは言はゞ、體と用の關係に立つものであり、我が國古來の自治慣習に由來し、和衷協同の精神的結合を前提とする住民協同社會の集會たる事に其の本義があるのであります。常會は、其の適切なる運用を圖ることに依つて始めて其の全住民の精神的結合を鞏固にし、其の活潑なる活動を促進し、本來の使命を達成し得るものでありますから常會の運營指導には、最大の努力が拂はれねばなりません。規程第十條には、「常會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲物心兩面ニ亘リ住民各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルモノトス」と規定しました。

町内會の事業に致しましても最近の驚異的發展に依り加速度的に廣汎多岐となり、市區政は固より國政運營上に重大なる役割を占めるに到りました。次に町内會の處理事項を述べて置きませう。

- 一、敬神崇祖及祭祀ニ關スルコト
- 二、國策ノ徹底ニ關スルコト
- 三、教育教化ニ關スルコト
- 四、軍事援護ニ關スルコト
- 五、納稅ニ關スルコト
- 六、產業經濟ニ關スルコト
- 七、社會事業ニ關スルコト
- 八、防空防衛ニ關スルコト
- 九、保健衛生ニ關スルコト

- 十、慶弔及表彰ニ關スルコト
- 十一、官公署トノ連絡並市區役所ヨリノ委託事務ノ處理ニ關スルコト
- 十二、各種團體ノ援助協力ニ關スルコト
- 十三、其ノ他必要ト認ムルコト

聯 区 町 内 會

聯區内に在る町内會が相集つて組織した町内會聯合會を聯區町内會と稱するのであります。

聯區町内會の目的は、(1)市區役所並各種團體との連絡調整、(2)町内會の統制指導であります。

役員は、會長一人、副會長一人又は二人、理事若干人であり選任の重要な事は町内會の場合と同様であります。

- (1) 物心兩面に亘り住民生活各般の事項を協議し住民相互の教化向上を圖るの外、次に聯區町内會の處理事項を述べると左の通りであります。
 - 一、町内會ノ助長並連絡統制ニ關スルコト
 - 二、區常會トノ連絡ニ關スルコト
 - 三、市區役所其ノ他官公署トノ連絡並委託事務ノ處理ニ關スルコト
- (2)

- 四、時局並非常災害ノ對策ニ關スルコト
 五、各種團體トノ連絡並事業ノ援助協力ニ關スルコト
 六、其ノ他必要ト認ムルコト

而して聯區町内會には左の如く部制を設けました。

部 制	分 掌 事 項	項	關 係 團 體
庶務部	一、市區役所及官公署其ノ他トノ連絡ニ關スル事項 二、町内會トノ連絡並統制ニ關スル事項 三、各部相互ノ連絡協調ニ關スル事項 四、常會ノ開催ニ關スル事項 五、豫算ニ關スル事項 六、町内會分擔金ノ賦課ニ關スル事項 七、表彰ニ關スル事項 八、公葬慰靈祭ニ關スル事項 九、銃後奉公會ニ關スル事項 十、納稅ニ關スル事項 十一、他ノ部ニ屬セザル諸調查ニ關スル事項 十二、其ノ他他ノ部ニ屬セザル事項		
納稅組合 銃後奉公會			

經濟部	防衛部	軍事協力部	教化實踐部	社會教育委員會 社會教育委員會
				帝國在鄉軍人會
一、物資ノ配給ニ關スル事項 二、消費規正ニ關スル事項 三、物資關係諸調査ニ關スル事項	一、防空防護ニ關スル事項 二、防犯ノ協力ニ關スル事項 三、非常災害ノ防護ニ關スル事項 四、其ノ他防衛ニ關スル事項	一、應召入營歸還退營等ノ歡送迎ニ關スル事項 二、軍隊宿營斡旋ニ關スル事項 三、其ノ他軍事協力ニ關スル事項	一、敬神崇祖祭祀奉仕ニ關スル事項 二、常會ノ指導並振興ニ關スル事項 三、國民貯蓄ノ勵行ニ關スル事項 四、國民生活ノ刷新ニ關スル事項 五、公民自治ノ訓練ニ關スル事項 六、小學校青年學校ノ後援ニ關スル事項 七、其ノ他教育教化實踐ニ關スル事項	

保健部	一、體位向上ニ關スル事項 二、衛生思想ノ普及ニ關スル事項 三、疾病ノ豫防救治ニ關スル事項 四、厚生運動ニ關スル事項 五、其ノ他保健衛生ニ關スル事項	衛生組合 體育委員
社會部	一、軍事援護ニ關スル事項 二、救護事業ニ關スル事項 三、福利事業ニ關スル事項 四、其ノ他社會事業ニ關スル事項	方面委員
會計部	一、現金及物品ノ出納保管ニ關スル事項 二、決算ニ關スル事項 三、町内會分擔金ノ徵收ニ關スル事項 四、其ノ他會計ニ關スル事項	
青年部	一、男女青少年ノ修養鍛錬ニ關スル事項 二、其ノ他男女青少年ヲ中心トシタル各種運動ニ關スル事項	青年團 青年學校後援會

婦人部	一、家庭生活ノ改善ニ關スル事項 二、婦人團體相互ノ連絡ニ關斯ル事項 三、其ノ他婦人ヲ中心トシタル各種運動ニ關スル事項	愛國婦人會 國防婦人會 聯合婦人會
-----	--	-------------------------

區常會

各區には區常會を設け、毎月一回以上區長の招集に依り之を開催する事になつてゐる所以あります。其の構成員は、聯區町内會長の外、區内の各種團體の代表者其の他適當と認むる者で區長の選任した者であります。區常會に於ては、區内に於ける各種行政の綜合的運營を圖る爲必要なる各般の事項を協議することになつてゐます。

町内會に對する助成

此の新しい町内會に對し市からは、町籍簿、役員名簿、金錢出納簿、町内費徵收簿、常會記錄（聯區町内會、町内會、組）豫算並決算書綴等の諸帳簿及、町内會役員の門標を交付する豫定であります。尙、町内會に對し助成金を交付して之が助長振興に努むる豫定であります。

むすび

此の度の整備に御努力を賜はつた各位に深甚なる謝意を表すると共に、今後益々町内會振興に御盡力下さらんことを切望して已みません。

附

錄

名古屋市町内会等ニ關スル規程

(昭和十五年十一月十五日
名古屋市告示第三百號)

- 第一條 本市民ハ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行スル爲隣保團結ノ精神ニ基キ本規程ノ定ム
ル所ニ依リ町内会等ヲ整備シ左ニ掲タル事項ノ實效ヲ舉ゲルモノトス
一 道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルコト
- 二 國策ヲ況ク市民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ寄與スルコト
- 三 統制經濟ノ運用ト市民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルコト
- 第二條 町内會ノ名稱ハ其ノ町名ヲ冠スルモノトス
- 第三條 町内會ノ區域ハ町ヲ單位トシ其ノ戸數ハ百戸内外ヲ以テ之ヲ標準トス但シ土地ノ狀況、戸數ノ多少ニ依リ丁目ヲ單位トシ又ハ町ヲ分割シ若ハ便宜隣接スル町(小學校通學區域内ニ限ル)ト合併シテ町内會ヲ組織スルコトヲ得
- 第四條 町内會ハ其ノ區域内ノ全戸ヲ以テ之ヲ組織シ世帶主又ハ之ニ準ズル者ヲ會員トス
- 第五條 町内會員ノ負擔スペキ町内費ニ付テハ町内會規約ノ定ムル所ニ依ルモノトス
- 第六條 町内會ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ハ二年トス但シ組長ノ任期ハ一年トス
- 會長
副會長
幹事

組長

第七條 會長及副會長ハ別ニ定ムル方法ニ依リ町内會ノ推薦シタル者ニ就キ市長之ヲ選任ス
幹事ハ左ノ區分ニ依リ町内會區域内ヨリ會長之ヲ委嘱スルモノトス

一 各種團體トノ連絡ニ當ル會務擔任者ハ其ノ關係者

二 其ノ他ノ會務擔任者ハ前號以外ノ者

第八條 町内會ノ役員ハ左ノ區分ニ依リ職務ヲ分擔スルモノトス

一 會長ハ會務ヲ統理シ常會ヲ招集シ之ヲ司會スルコト

二 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スルコト

三 幹事ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ分擔スルコト

第九條 町内會ニハ必要ニ應ジ係ヲ設クルコトヲ得

第十條 町内會ニハ常會ヲ設クルモノトス

常會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲物心兩面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルモノトス

常會ハ之ヲ町内常會ト役員常會トニ分チ町内常會ハ全戶集會シ、役員常會ハ役員集會シテ之ヲ開催スルモノトス

町内常會ハ必要ニ應ジ役員常會ハ毎月一回以上之ヲ開催スルモノトス

第十一條 町内會規約ノ設定變更、町内費ノ賦課徵收方法、豫算、決算其ノ他重要ナル事項ハ町内常會ニ

之ヲ諸ルモノトス但シ緊急又ハ特別ノ事情アル場合ハ役員常會ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十二條 町内會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ルモノトス

町内會ノ經費ハ町内費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第十三條 町内會ノ區域ヲ分チテ隣接スル十戸内外ヲ以テ組ヲ組織スルモノトス

第十四條 組ニ組長ヲ置ク組長ハ組常會ニ於テ之ヲ選定スルモノトス

組長ハ組常會ヲ司會シ組内各般ノ事項ノ處理ニ當ルモノトス

第十五條 組常會ハ毎月一回以上組内全戶集會シテ之ヲ開キ實踐事項等ニ付協議懇談スルモノトス

第十六條 町内會ニハ左ノ帳簿ヲ備フルモノトス

町籍簿

金錢出納簿

町内費徵收簿

常會記錄

豫算並決算書綴

其ノ他必要ナル帳簿

第十七條 市、區役所並各種團體トノ連絡及町内會ノ統制指導ニ當ル爲聯區（小學校通學區域ヲ指稱ス）
内ニ在ル町内會ヲ以テ町内會聯合會ヲ組織シ之ヲ聯區町内會ト稱ス

第十八條 聯區町内會ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ハ二年トス

會長

副會長

理事事務

第十九條 聯區町内會長及同副會長ハ別ニ定ムル方法ニ依リ聯區町内會ノ推薦シタル者ニ就キ市長之ヲ選任ス

理事ハ町内會長全員ノ外聯區ヲ單位トスル各種團體代表者中ヨリ聯區町内會長之ヲ委嘱スルモノトス但シ必要ニ應ジ本項ニ規定スル以外ノ者ヲ委嘱スルコトヲ得

第二十條 聯區町内會役員ハ左ノ區分ニ依リ職務ヲ分擔スルモノトス

一 會長ハ會務ヲ統理シ聯區常會ヲ招集シ之ヲ司會スルコト

二 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スルモノトス

三 理事ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ分擔スルコト

第二十一條 聯區町内會ニハ概ね左ノ部ヲ設クルコトヲ得

庶務部
教化實踐部
軍事協力部
防衛部

經濟部
保健部
社會部
計年部
青婦人部

第二十二條 聯區町内會ニハ聯區常會ヲ設クルモノトス

聯區常會ハ第十條第二項ノ規定ノ外町内會及各種團體トノ連絡調整ニ付協議スルモノトス

聯區常會ハ毎月一回以上役員集會シテ之ヲ開催スルモノトス

第二十三條

聯區町内會ノ經費ハ町内會ノ分擔金及寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第二十四條

第十一條（但書ヲ除ク）及第十二條第一項ノ規定ハ聯區町内會ニ之ヲ準用スルモノトス

第二十五條

聯區町内會ニハ第十六條ノ規定ニ準ジ必要ナル帳簿ヲ備フルモノトス

第二十六條

市長ニ於テ第七條第一項及第十九條第一項ノ規定ニ依リ推薦シタル會長又ハ副會長適當ナラ

ズト認メタルトキハ更ニ詮衡セシムルコトアルベシ

第二十七條

町内會、聯區町内會ノ會長及副會長共ニ故障又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ會務ノ遂行ニ支障アリト認ムルトキハ市長ハ適當ト認ムル者ヲ指名シ其ノ職務ヲ臨時代行セシムルコトアルベシ

第二十八條

市長ハ實地ニ付町内會及聯區町内會ノ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ監査スルコトアルベシ

第二十九條 町内會長又ハ聯區町内會長更迭ノ場合ハ遲滯ナク事務ノ引繼ヲ行フモノトス
區長ハ前項ノ事務引繼ニ際シ其ノ指名シタル者ヲシテ之ニ立會ハシムルコトアルベシ

第三十條 町内會及聯區町内會ハ規約ヲ設ケ區長ノ承認ヲ受クルモノトス其ノ變更ノ場合亦同ジ

第三十一條 左ノ事項ハ町内會長又ハ聯區町内會長ヨリ區長ニ之ヲ報告スルモノトス

一 役員ノ異動（會長、副會長ノ就任ヲ除ク）

二 歳入歳出豫算決算並事務報告

三 會費ノ賦課徵收方法

四 常會ノ開催

五 事務引繼（引繼ノ日時及其ノ顛末）

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第三十二條 町内會ト市、區役所間ノ往復書類ハ總テ聯區町内會ヲ經由スルモノトス但シ緊急又ハ輕易ナルモノニ在リテハ之ヲ經由セザルコトヲ得

第三十三條 左ノ事項ハ市長之ヲ告示ス

一 町内會並聯區町内會ノ設立

二 町内會ノ區域並其ノ變更

三 町内會、聯區町内會ノ會長及副會長ノ就職、退職

第三十四條 市長ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ町内會及聯區町内會經費ノ一部ヲ助成ス

助成金ノ交付方法ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 區ニ區常會ヲ設ク

區常會ハ區内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運營ヲ圖ル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルモノトス
區常會ハ毎月一回以上區長ノ招集ニ依リ之ヲ開催スルモノトス

第三十六條 區常會ハ聯區町内會長全員ノ外區内ノ各種團體代表者其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ區長ノ選任シタル者ヲ以テ之ヲ構成ス

區常會構成員（聯區町内會長ヲ除ク）ノ任期ハ一年トス

區常會構成員ノ定員ハ市長別ニ之ヲ定ム

第三十七條 左ノ事項ハ區長ヨリ市長ニ之ヲ報告スルモノトス

一 町内會及聯區町内會ノ設立

二 町内會ノ區域並其ノ變更

三 町内會長、同副會長及聯區町内會長、同副會長ノ退職

四 區常會構成員ノ選任、退任

五 區常會ノ開催並其ノ顛末

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第三十八條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

三二

昭和十六年一月十七日印刷納本
昭和十六年一月二十一日發行

發行所 名古屋市役所

名古屋市千種區山代町字御棚妻二九
編輯人 小瀬元夫

名古屋市中區千種町五反田五二
印刷人 小池清彦

名古屋市中區千種町五反田五二
印刷所 合資會社三益社
電話中③二三〇二番

410
110

